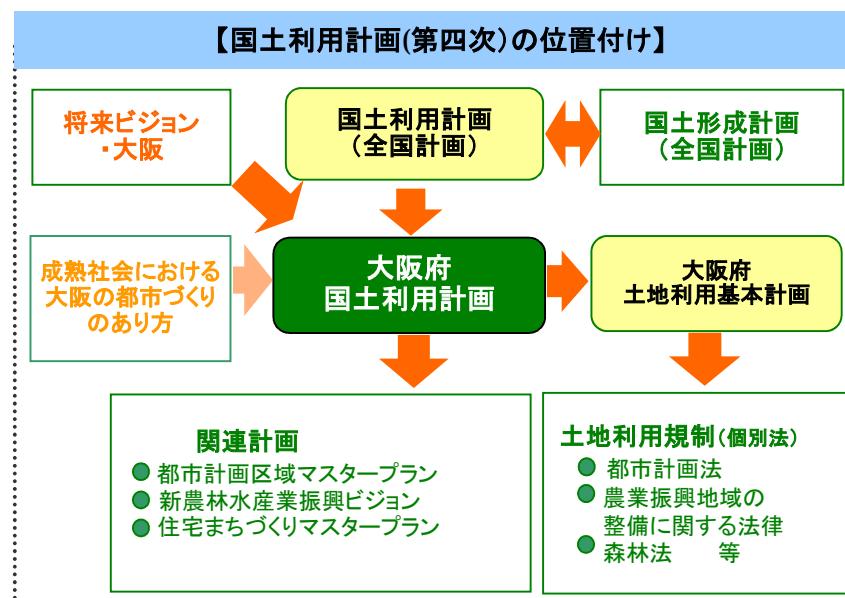


大阪府国土利用計画(第四次)【概要版】

●策定年次:平成22年
●目標年次:平成32年

【国土利用計画】

土地利用の観点から大阪の将来像を描いた上で、土地利用区分ごとのあるべき面積目標を定め、各個別施策を展開する際の指針となる計画



土地の利用目的に応じた区分ごとの目標

● 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	面積 (ha)		面積増減 (ha) H32年-H19年
	H9年	H19年	
農地	16,400	14,360	13,360 ▲ 1,000
森林	58,640	58,190	56,800 ▲ 1,390
河川・水面・水路	9,980	10,120	10,190 70
道路	15,680	17,190	18,400 1,210
都市公園	4,000	4,510	5,060 550
宅地	57,870	59,770	61,190 1,420
住宅地	31,040	33,310	34,360 1,050
工業用地	6,040	4,960	5,080 120
商業・業務施設等用地	20,790	21,500	21,750 250
その他(運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等)	26,710	25,640	25,500 ▲ 140
合計	189,280	189,780	190,500 720

土地の利用に関する基本構想

土地利用の基本理念

- 大阪の特性・魅力を活かした土地利用
- 人と自然が共生する土地利用
- 多面的な価値を活かした土地利用(民有地の公益的な利用=セミパブリック)

土地利用の将来像

にぎわい・活力ある大阪

みどり豊かで美しい大阪

安全・安心な大阪

土地利用の基本方針

- ①国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成
 - ・広域交通ネットワークの強化
 - ・次世代産業の誘致・集積の促進
 - ・観光資源を活かしたまちづくり
- ②集約・連携型都市構造の強化
 - ・鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化

- ①みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり
 - ・みどりの拠点・軸の保全・創出
 - ・低炭素型の都市づくり・地域
- ②健全な生態系・水循環の構築
 - ・エコロジカルネットワークの形成
 - ・健全な水循環の構築
- ③地域資源を活かした美しい景観の形成
 - ・地域固有の景観の保全・形成

- ①誰もが暮らしやすい生活環境の形成
 - ・歩いて暮らせる快適な生活環境の形成
- ②災害に強い都市・地域づくりの推進
 - ・災害リスクの低減(洪水・地震等)
 - ・円滑な救援・救助に向けた整備

多様な主体との連携・協働による地域づくり

土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向

農地／森林／河川・水面・水路／沿岸域／道路／鉄道／空港・港湾等運輸施設用地／公園・緑地／住宅地／工業用地／商業・業務施設等用地／教育・福祉施設等公共施設用地／低・未利用地

土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善

- (1) 土地利用に関する調査と情報の蓄積・共有化
- (2) 計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善

PDCAサイクルにそった施策の推進

PLAN(計画)

○大阪府国土利用計画の策定

DO(実行)

○施策の推進

ACT(改善)

○評価を踏まえた施策の見直し
○個別計画への反映

CHECK(評価)

○土地利用区分別面積調査等に基づく目標・施策の検証

土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向

(1) 農地

農地は、食料の安定供給を図るための生産基盤はもとより、農業生産活動などを通じて環境保全、洪水防止や水源かん養、さらには防災機能としてのオープンスペース、棚田等自然と調和した景観、教育・レクリエーション機能としての活用など、多様な公益的機能を有しています。

しかし、都市化の進展などにより農地面積が減少し、また農業従事者の高齢化に伴う担い手不足などにより、遊休農地が増えている状況にあります。このため、農地法等に基づく優良農地の確保をはじめ、遊休農地化の未然防止・解消に向け、農業生産基盤のきめ細かな整備、担い手農家をはじめ府民・企業等へ農地を貸付ける取組、景観作物の栽培支援など、農空間の保全・活用を推進します。

市街化区域内農地のうち、生産緑地については、農業生産機能を確保するとともに、貴重な緑地空間及び防災空間としての有効かつ適切な保全に努めます。また、宅地化農地について、都市的土地利用へ転換する際には、みどりの確保などに配慮するよう促します。

(2) 森林

森林は、水源かん養、環境保全、災害防止機能等の観点で貴重な資源であり、教育・レクリエーション機能としての活用も期待されます。

しかし、担い手の減少や林業の採算性の低下などにより、森林面積が減少することに加え、放置森林が増えている状況にあります。

このため、治山事業等の導入や各種規制制度の適正な運用などによる森林の保全・整備に努めるとともに、府民・NPO・企業等の参画による里山の保全活動や放置森林の整備など適切な管理を促進します。

市街地及びその周辺に残された社寺林等については、都市における貴重なみどりとして保全を図ります。

(3) 河川・水面・水路

水資源の確保や災害防止など利水・治水の観点から、地域や流域の特性に応じた適切な維持管理、改修・整備を図ります。

加えて、生物の多様な生息・生育環境が確保できる自然環境の保全、水質の改善を図るとともに、緑化の推進や、安全面にも配慮しつつ府民が集い憩うことができる親水空間の創出を進めるなど、水辺環境の改善を図ります。

(4) 沿岸域

自然海岸・人工海浜については保全を図り、府民が親しめる水辺環境の形成に努めます。港湾・漁港施設、産業施設等が立地する区域及び立地が見込まれる区域については、環境の保全、水産資源の保護に十分配慮するとともに、周辺の土地利用との調和を図ります。

(5) 道路

道路については、産業・物流基盤として地域・都市間を結びつける交通ネットワークの形成が重要となることから、新名神高速道路の整備促進や大阪都市再生環状道路等の整備により、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

橋梁の耐震性の強化や、密集市街地等において避難路・延焼遮断帯となるまちづくりと連携した防災環境軸を形成する道路整備により、防災機能の強化を図ります。

歩道や自転車走行空間の確保などにより歩行者・自転車の安全な通行を確保し、鉄道駅周辺等へのアクセスの改善などを図ります。また、街路樹等の緑化の充実や沿道の民有地等と一体となったみどりづくりを進めるなど、厚みと広がりのあるみどりの風の軸の創出を図ります。

また、農道・林道については、市街地と農空間の交流を促進し、農林業の生産性の向上を図るために、自然環境の保全に配慮しつつ、適切な維持管理・更新を行うとともに、必要な整備に努めます。

(6) 鉄道

鉄道は、にぎわい・活力ある都市の形成や環境負荷の少ない交通ネットワークの形成において重要となることから、地域・都市間相互の連携や空港へのアクセス強化などに向け、都市高速鉄道の整備促進を図ります。また、三大都市圏の一体化や、ビジネス・観光面での利便性の飛躍的な向上が望まれることから、リニア中央新幹線や北陸新幹線の具体化に向けた取組を進めます。

(7) 空港・港湾その他運輸施設用地

運輸施設については、産業の国際競争力の強化を図るため、関西国際空港や阪神港等ベイエリアにおける国際物流拠点の整備や機能強化を促進するとともに、幹線道路の交通結節点等において都市内物流機能の強化を図ります。

(8) 公園・緑地

みどりには、ヒートアイランド現象の緩和や防災機能の向上などの多様な効果があり、さらに、スポーツ・レクリエーションとしての利用や、教育・文化、交流といった活動を通してのコミュニティの形成など、地域力を高める効果も期待されます。

公園・緑地は、これらみどりの効果が期待できる主要な施設であることから積極的な利用促進を図るとともに、道路や河川とあわせたみどりの風の軸を形成する重要な拠点ともなることから、着実な整備と適切な管理を進めていきます。

また、堺第7-3区において、府民協働により大規模な森・ビオトープ等の自然環境を創出・再生する「共生の森」づくり等、新たなみどりの創出に努めます。

(9) 住宅地

安全・安心、魅力ある生活環境の向上を目指し、住宅ストックの不燃化・耐震化を促進するとともに、住環境の維持・改善を図ります。

密集市街地では、老朽化した木造住宅等の除却、共同・協調建替えなどの促進に加え、避難地・避難路となる都市施設の整備、オープンスペースの確保を図ります。

計画的住宅市街地(ニュータウン)については、その多くが開発後30年～40年経過し、人口減少や高齢化の進行が著しく、住宅や施設の老朽化が見られます。このため、緑豊かな環境や美しい景観を保全しながら、子育て世帯等多様な世帯が居住できる住宅地の形成や、バリアフリー化に対応した住宅・施設の更新など、まちの再生に向けた土地利用に努めます。

事業計画が概ね確定している住宅地については、農地・森林等との調整や自然環境の保全に配慮しつつ整備することとし、それ以外の市街化調整区域での整備は基本的に抑制します。

(10) 工業用地

グローバル化の進展などを踏まえ、ベイエリアにおける環境・新エネルギー関連産業等次世代産業にかかる企業誘致や研究開発施設の立地促進、これらを支える基盤技術・高度部材等の工場集積の維持・発展を図ります。また、第二京阪道路等の幹線道路沿道において、周辺環境に十分配慮しつつ、企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用を図ります。

住工混在市街地については、工場の操業環境の維持・増進を図る本来の用途を尊重し、工場立地の誘導について地域の特性に応じた施策を講じます。そのうち、すでに住宅の混在が進み、住環境と工場の操業環境の共存を目指す地域では、共存できるルールのもと、それぞれが可能な限り良好な環境を確保し、調和のとれたまちづくりに努めます。

(11) 商業・業務施設等用地

地域の活性化に対応し、集約・連携型都市構造の一層の促進に向けた配置を図ります。

特に、大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点においては、商業・業務施設等の集積を促すとともに、居住機能を併せ持つ複合施設の立地を促進するなど、土地の有効・高度利用を図ります。

また、バイオ等次世代産業の企業誘致、研究開発拠点等の整備を促進します。

なお、大規模集客施設については、都市機能の集積状況や道路等ネットワークの整備状況等を考慮した上で適正な立地の誘導を図ります。

(12) 教育・福祉施設等公共施設用地

少子・高齢化を踏まえ、地域における教育施設の需要減少、福祉施設の需要増大などに対応した適正な利用に努めます。また、学校や下水処理場等公共施設について、緑化の推進など環境面の向上を図るとともに、耐震性の確保など災害時の活用を考慮した施設の整備・改善を図ります。

(13) 低・未利用地

市街地においては、入居者のいない空き家や空閑地・空き店舗、廃工場等低・未利用地の発生が課題となっています。このため、土地の整序・集約化などによる居住用地、事業用地等としての再利用を図るほか、防災空間・にぎわい空間といったオープンスペースとしての利用、福祉施設の立地など公益的な利用の促進を図ります。